

習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング②

| | |
|----------|--|
| 団体名 | 習志野商工会議所 習志野市商店会連合会 |
| 実施日時 | 平成 30 年 2 月 1 日（木） 14 時～15 時 30 分 |
| 会場 | 習志野商工会議所 2 階会議室 |
| 御意見等（概要） | <p><共 通></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩きたばこ、ポイ捨てに関しては、市内全域で禁止とし、罰金（過料）をとるべき。 <p><習志野商工会議所></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「市内全面禁煙」というのは非常に難しいのではないかと。「まちをきれいにする」という意味でも、特定の場所を設けて喫煙を認めたほうが良いのでは。 ● 例えば、商店街でも、お子さんが多いところや、近隣に幼稚園・学校等があるところは禁止すべきだが、あまり人気がないところなどは認めるなど、エリアで考えていく方法もあるのではないかと。 ● 喫煙場所は、絶えず人がいる、人が多いところでない、発火の可能性がある。 ● 歩きたばこを含め、路上でたばこを吸うのは非常に危険。罰金をとれば吸わなくなる。 ● まずは道路（私道を含む）、公園、公有地などから始めて、徐々に拡大してはどうか。 ● 「受動喫煙」という観点からは、ショッピングモールだとか、不特定多数が集まる民有地についても当然対象となってくる。（個室型の喫煙所を設置させるなど） ● たばこを販売しているお店に、受動喫煙防止のポスター掲示をお願いするのはよいのではないかと。そういった啓蒙活動は必要だと思ふ。 <p><習志野市商店会連合会></p> <ul style="list-style-type: none"> ● JR 津田沼駅南口・津田沼一丁目・大久保・実籾の 4 商店会の会長から意見を聞いたところ、積極的に「灰皿を運用していきたい」という考えはなく、むしろ清掃等の問題があって非常に大変。条例ができれば、 |

習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング②

| | |
|--|--|
| | <p>店舗にとっては撤去する理由づけになる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 灰皿を撤去した場合、しばらくの間は喫煙者が集まると思うが、「喫煙できない場所」ということが定着してくれば、無くなってくる。● 私有地に設置された灰皿等について、一律で規制するのが難しいとすれば、設置した人に管理を徹底するよう指導するというのが一つの方法ではないか。（設置場所や清掃等） |
|--|--|